

青少年育成鳥取市民会議運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青少年育成鳥取市民会議運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域における青少年の非行防止や環境浄化等を推進し、青少年のための明るいまちづくりを実現するための活動を行う、青少年育成鳥取市民会議（以下「市民会議」という。）に対し、補助金を交付し、もって本市の青少年問題の解決を図ることを目的とする

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市民会議の運営に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費（報償費、謝金等）
- (2) 需用費（消耗品費、燃料費等）
- (3) 役務費（郵便、電信電話料等）
- (4) 委託料（委託費等）
- (5) 補助金（助成金等）
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費（会費等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、事業計画及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を必要としない場合)

第8条 本補助金の交付にかかる事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(交付時期)

第9条 本補助金の交付は、市民会議の運営が円滑に行われるよう、毎年7月31日までに交付する。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付された年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年6月11日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成17年5月30日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年6月14日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月10日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。